

資料3

最低制限価格の適正水準の考え方(予定価格の90%)

- 国の低入札調査基準価格は、もっぱら公共工事の品質確保(当該工事での疎漏工事の防止)の観点から設定。

本店経費等の管理的経費が抑制されるなど、企業の継続的経営に本来必要な水準とはなっていない(予定価格の概ね85%)。

$$\left(\begin{array}{ll} \text{直接工事費} & \times 0.95 \\ \text{共通仮設費} & \times 0.90 \\ \text{現場管理費} & \times 0.70 \\ \text{一般管理費等} & \times 0.30 \end{array} \right) \quad \text{左の合計額} \times 1.05 = \text{基準価格}$$

※現場管理費 ⇒ 現場従業員給料、退職金、福利厚生費、安全訓練費、外注経費(下請企業の一般管理費等)など

※一般管理費等 ⇒ 本支店従業員給料、退職金、福利厚生費、技術研修費、調査研究費、利益、租税公課など

- これは企業にとっては原価割れの赤字受注の水準であり、このような受注が連続すると、経営が行き詰まる事態が不可避。さらに、下請け、労務、資材へのしわ寄せの恐れも大。

地域経済・雇用を下支えする観点からは、企業の継続的経営、雇用の維持に不可欠な管理的経費について、必要な額が適正に支払われる必要。

- 具体的には、管理的経費のうち、特に従業員給料、退職金、福利費など企業の雇用・能力の維持に繋がる経費を新たに加味して、最低制限価格を設定する必要。国の計算式に当てはめると、

①「現場管理費×0.70」→「現場管理費×0.90」

②「一般管理費等×0.30」→「一般管理費等×0.70」

となり、この場合、最低制限価格は予定価格の概ね90%となる。

- これを下回れば、地域の優良企業の経営や、その技術力の維持向上は図れなくなり、結果的には中長期的な公共工事の品質確保が大きく損なわれる恐れ。

最低制限価格の適正水準の考え方(予定価格の90%)

【現在の国の低入札価格調査基準価格】

- 公共工事の品質確保(=当該工事での疎漏工事の防止)が目的

直接工事費	×0.95	左の合計額×1.05 基準価格
共通仮設費	×0.90	
現場管理費	×0.70	
一般管理費等	×0.30	

- 予定価格の概ね85%の水準

地域建設企業にとっての問題点

- 本店経費等の管理的経費は抑制
- 原価割れの赤字受注の水準。このような受注が連続すると経営が行き詰まる。

【望ましい地方の最低制限価格】

- 公共工事の品質確保と、地域経済・雇用の維持の双方が目的

直接工事費	×0.95	左の合計額×1.05 最低制限価格
共通仮設費	×0.90	
現場管理費	× <u>0.90</u>	
一般管理費等	× <u>0.70</u>	

- 予定価格の概ね90%の水準

地域建設企業にとっての改善点

- 管理的経費のうち、働く者の立場に立って、従業員給料など企業の雇用・能力の維持に繋がる経費を適正に積上げ
- 企業の継続的経営が可能に
(→中長期的な工事の品質確保にも寄与)